

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

笠間市

2 構造改革特別区域の名称

笠間市（旧友部町）NPO等有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

笠間市の区域の一部（旧友部町）

4 構造改革特別区域の特性

（1）笠間市（旧友部町）の状況

笠間市（旧友部町）は、茨城県の中央に位置し、面積は 58.71 k m²で、平成 17 年 4 月 1 日現在における住民基本台帳の人口は 35,674 人、世帯数は 12,191 世帯、一世帯あたりの人員数は約 2.9 人である。

本区域（町）内には、中央病院、地域がんセンター、友部病院、リハビリテーションセンターなどの茨城県の医療・保健・福祉施設が多く設置されていることや、昭和 49 年に福祉の町づくりモデル町の指定を受けたことを機会に、昭和 56 年に「福祉の町」宣言をした福祉の先進地である。

また、鉄道、道路等交通の要衝として、通勤、通学などの利便性が高いことから、住宅団地等の開発が進み、昭和 45 年以降、飛躍的な人口の伸びを示してきた。

しかし、近年では低迷する社会経済情勢など様々な要因から、かつてのような人口の社会増は見込めなくなっている。また、少子化の影響等から、自然増も伸び悩みの状態にある。

なお、平成 17 年 4 月 1 日現在における 65 歳以上の人口は 6,188 人で高齢化率 17.3%となっており、過去 3 年間は年平均約 170 人のペースで増加している。高齢化率は茨城県の平均と比べると若干低くなっているが、地域により格差がある。

（2）移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

平成 12 年 4 月から介護保険制度が始まったが、4 月末現在において第 1 号被保険者数（65 歳以上の方）5,275 に対し 447 人の認定者（認定率 8.5%）であった。

平成 17 年 4 月 1 日現在は、65 歳以上人口 6,188 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は 859 人、第 1 号被保険者に対する割合は 13.9%となっ

ており、認定者数は当初の約2倍となっている。

要支援・要介護認定において、要介護3～5の認定を受けている334人の内、施設入所者を除く211人の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動困難者であると推測され、要支援、要介護1及び要介護2の562人については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではない。

要介護（支援）認定者の状況

（単位：人）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
65歳以上	63	314	163	97	127	95	859
40～64歳	2	10	10	4	9	2	37
計	65	324	173	101	136	97	896

身体障害者手帳の交付者から見る移動制約者

疾病や事故等により障害者数が増加しているとともに、障害の重度化、重複化も進んでおり、障害者が社会の一員として共に生活できる社会づくりが必要となっている。

平成17年4月1日現在、身体障害者手帳の交付者数は、977人になっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ69人、569人の計638人となっている。

肢体不自由障害者の1・2級の者については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	26	15	8	5	6	9	69
聴覚・平衡機能障害	4	30	9	21	0	31	95
音声・言語・そしゃく機能	0	2	5	2	0	0	9
肢体不自由	146	139	80	109	74	21	569
心臓機能障害	70	0	24	8	0	0	102
じん臓機能障害	65	0	0	0	0	0	65
呼吸器機能障害	4	0	14	4	0	0	22
膀胱又は直腸機能障害	0	0	1	43	0	0	44
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0	0
免疫機能障害	1	0	1	0	0	0	2
計	316	186	142	192	80	61	977

高齢者のみの世帯及び一人暮らし世帯の高齢者の状況

本区域（町）内における高齢者のみで生活している世帯は495世帯、1,003人となっている。また、援護を必要とするひとり暮らし高齢者は平成17年4月1日現在338人で、同日現在65歳以上の高齢者数6,188人に占める割合は5.4%となって

いる。核家族化の進行、高齢者人口の増加に伴い今後も増え続けることが予想される。高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者がただちに移動困難者になるわけではないが、家族による送迎が期待しにくい状況にあり、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

知的障害者・精神障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在、療育手帳の交付者数は 156 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 100 人である。そのうち更生施設等に入所していない 216 人が在宅で生活している。肢体不自由との重複障害がない知的障害者・精神障害者については、福祉車両による移送は必要でないが、障害者の行動圏の拡大を図り社会参加を促進するため、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービスによる外出支援を行う必要がある。

(単位：人)

	最重度	重度	中度	軽度	計
18 歳以上	19	44	33	20	116
18 歳未満	7	12	13	8	40
計	26	56	46	28	156

(3) 公共交通機関の状況

鉄道の状況

本区域(町)内には、友部駅と宍戸駅の 2 つの駅がある。1 日平均の乗車人員は、下表のとおりで、16 年度友部駅での利用者数は多少ではあるが増加した。

平成 17 年度から友部駅周辺の整備事業を実施、高齢者や障害者にとって不便であった駅の利用も、橋上化と南北地域を結ぶ自由通路等の整備を実施し、自由通路の出入り口や各ホームの乗り降り口には、エレベーターやエスカレーター、点字ブロック等を設け、高齢者や身体障害者だけでなく、誰もが安全に利用しやすい施設が平成 18 年度末には完成する。

宍戸駅は平成 2 年に平屋建ての駅舎として改修工事が行われたが、利用者は減少し続けている。

(単位：人)

駅名	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
友部駅	3,781	3,649	3,578	3,614
宍戸駅	643	621	599	582

路線バスの状況

路線バスは、茨城オートバスが 6 路線、茨城交通バスが 2 路線(うち 1 路線は東京駅行き高速バス)運行しているが、ノンステップバス、ワンステップバスがほとんど普及していないため移動制約者にとって利用が困難となっている。

タクシーの状況

笠間市（旧友部町）内におけるタクシー会社は3社で、福祉車両を所有していない状況である。

本区域（町）で実施している福祉タクシー助成事業（身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方、療育手帳及びAの方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。）については、本区域（町）内のタクシー会社の協力を得て実施している。

（4）本区域（町）の外出支援施策

笠間市（旧友部町）では、概ね65歳以上の高齢者等であって、一般の交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方に、移送用車両により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎サービスを実施している。

また、身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方、療育手帳A（1）及びA（2）の方を対象に福祉タクシー券の交付を行っている。各事業の実施状況は次のとおりである。

- （注） 1 IQが概ね20以下、または身体障害者手帳1級と2級とIQが35以下の知的障害が重複している者であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度（最重要度）
- 2 IQが概ね35以下、または身体障害者手帳1級、2級、3級とIQが概ね50以下の知的障害が重複している者であって、日常生活において常時介護を必要とする程度（重度）

外出支援サービス事業

笠間市（旧友部町）からの委託事業として笠間市（旧友部町）社会福祉協議会が実施しており、平成16年度は利用会員87名が登録され、年間延1,767回のサービスを提供した。

（単位：回）

区 分	利用回数
平成14年度	833
平成15年度	1,364
平成16年度	1,767

福祉タクシー券の交付

身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方、療育手帳A及びAの方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。助成内容は、タクシー初乗り料金660円の9割を助成する(590円)タクシー利用券を年間24回分交付。

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
利用者数	12名 内訳 視覚3名 聴・言語2名 内部5名 知的2名	9名 内訳 視覚3名 聴・言語2名 内部2名 知的2名	5名 内訳 視覚2名 肢体不自由3名 内部2名 知的2名 重複障害含
利用回数	57回	64回	52回

(5) 介護保険サービス

介護保険の居宅介護サービスのひとつである「通院等乗降介助」は、笠間市(旧友部町)社会福祉協議会で実施しており、平成16年度における笠間市(旧友部町)の「通院等乗降介助」利用人数は458人、利用回数は4,137回となっている。

(6) 障害者支援費サービス

「通院等乗降介助」

支援費サービスにおいても、平成16年10月から介護保険と同様の「通院等乗降介助」サービスが開始されたが、平成16年度の利用実績はない。

「移動介護」

対象者数：全身性障害者1人、視覚障害者(ガイドヘルパー)4人、知的障害者2人、障害児2人

利用人数：全身性障害者1人、視覚障害者4人、知的障害者2人、障害児1人(平成16年度実績)

5 構造改革特別区域計画の意義

笠間市(旧友部町)における移送サービスの潜在的利用希望者数はかなりあり、それらニーズに対する提供の実態には大きな乖離がある。人工透析患者や知的障害者、座位が保てる要介護高齢者など福祉車両を必要としない移動制約者の移動ニーズに対してまで、車両台数が極めて少ない福祉車両だけで対応することは困難である。

これらの課題を克服するため、移動制約者の移動の確保については、従来の公共交通機関等の事業活動以外に笠間市（旧友部町）社会福祉協議会やNPO法人等の福祉有償サービスにおける使用範囲を、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用に拡充する。これにより、日常生活を営む上で困難を抱えるすべての町民が地域社会の一員として安心して暮らすことのできる社会の構築と、民間の自主活動による地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

笠間市（旧友部町）は、第4次総合計画を策定し、福祉のまち友部としての特性を生かし、住民相互のふれあいのもとで、活発な住民活動に支えられ、高齢者や障害者も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指すとともに、福祉意識の高揚とボランティア活動の促進を図ることで、全ての住民が、健康で生きがいのある充実した生活を送れるよう支援している。

現在、本区域（町）内を運行しているバス路線は6系統で通勤や通学等に利用されているが、高齢者等の交通手段をもたない交通弱者の増加が予想されることから、利用しやすい交通手段の充実が求められている。

また、移動制約者に対する施策としては、社会福祉協議会や有償ボランティア等の協力を得て、外出支援サービス事業を行い、また福祉タクシー券の交付事業を実施している。

こうした移動制約者が、日常生活圏域で生涯に渡る生活を維持するため、NPO法人等によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することにより、当町における移動制約者の生活の利便性を向上させ、社会参加の促進を図ることにより、高齢者や障害者の自立支援や介護予防、家族の介護負担の軽減並びに民間の自主活動による地域福祉の充実に寄与できるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなり要介護状態の悪化防止や、従来、病院の通院やディサービスの利用程度しか外出できなかった高齢者等が外出しやすくなり、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、移動制約者の社会参加促進が図られる。

また、移動制約者の移動活性化に伴い、地域内で輸送サービス全体の底上げがなされ、買い物等による消費の拡大や、介護者の就労機会の確保が図られ、地域社会及び地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域雇用の拡大が図られるものとする。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 要介護者等通院等乗降介助事業

- ・実施主体 笠間市(旧友部町)社会福祉協議会
- ・対象者 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・内容 介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービスと連続して、又は一体として行う事業

(2) 福祉タクシー助成事業

- ・実施主体 笠間市社会福祉課(旧友部町福祉課)
- ・対象者 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A・A所持者で自動車税の減免を受けていない方
- ・利用回数 年間48回/1人
- ・助成額 タクシー初乗り料金660円の9割

(3) 外出支援サービス事業

- ・実施主体 笠間市(旧友部町)社会福祉協議会
- ・対象者 概ね65以上の高齢者等であって、一般の交通機関を利用することが困難な方や下肢が不自由な方
- ・内容 移送車両により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との送迎
- ・料金 片道200円

(4) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

- ・実施主体 笠間市社会福祉課(旧友部町福祉課)
- ・目的

平成15年4月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度にはない「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・対象者 身体障害者手帳所持者
知的障害のある者
- ・内 容 通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する
- ・料 金 利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

- ・ 笠間市(旧友部町)内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が笠間市(旧友部町)

(3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護(支援)認定者、身体障害者、その他肢体不自由者、内部障害者、精神障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人が所有する一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成 16 年度から一定の条件のもと許可されることとなった N P O 法人等による福祉有償運送は、車椅子対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定されている。移動制約者の中でも、人工透析患者や知的障害者、座位を保つことができる高齢者等に対しては、福祉車両を用いる必要性はなく、一般車両によりサービスを提供できると考えられる。このため、福祉有償運送の運行車両を拡大し、移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に繋げるよう対応を改善しようとするものである。

(1) 笠間市(旧友部町) N P O 等有償運送運営協議会の設置

笠間市(旧友部町)における社会福祉法人・N P O 法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、平成 17 年度笠間市(旧友部町)が主宰者となり笠間市(旧友部町) N P O 等有償運送運営協議会を設置し、平成 17 年 12 月 6 日第 1 回運営協議会を開催した。

運営協議会の委員は、次に掲げる者から市(町)長が委嘱する。

- ・ 関東運輸局茨城陸運支局長又はその指名する職員
- ・ 有償運送の利用者の代表
- ・ 地域住民の代表
- ・ 地域ボランティア団体の代表
- ・ バス、タクシー等関係交通機関の代表
- ・ 笠間市長(旧友部町長)が指名する職員

運営協議会の開催

- ・ 協議会の会議は、会長が招集し、議長を務める。
- ・ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することはできない。
- ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数の場合には、議長が決定する。
- ・ 会議の運営方法その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

運営協議会の事務局

- ・ 運営協議会に関する事務は、笠間市社会福祉課(旧友部町福祉課)において処理する。

(2) 運送主体

当該輸送の確保については、市町村長から具体的協力依頼を受けた、社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添人。

- ・介護保険法（平成9年法第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車以下で以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(5) 運転者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(6) 損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。
- ・運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(7) 運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

(8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の完全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものではないこと。